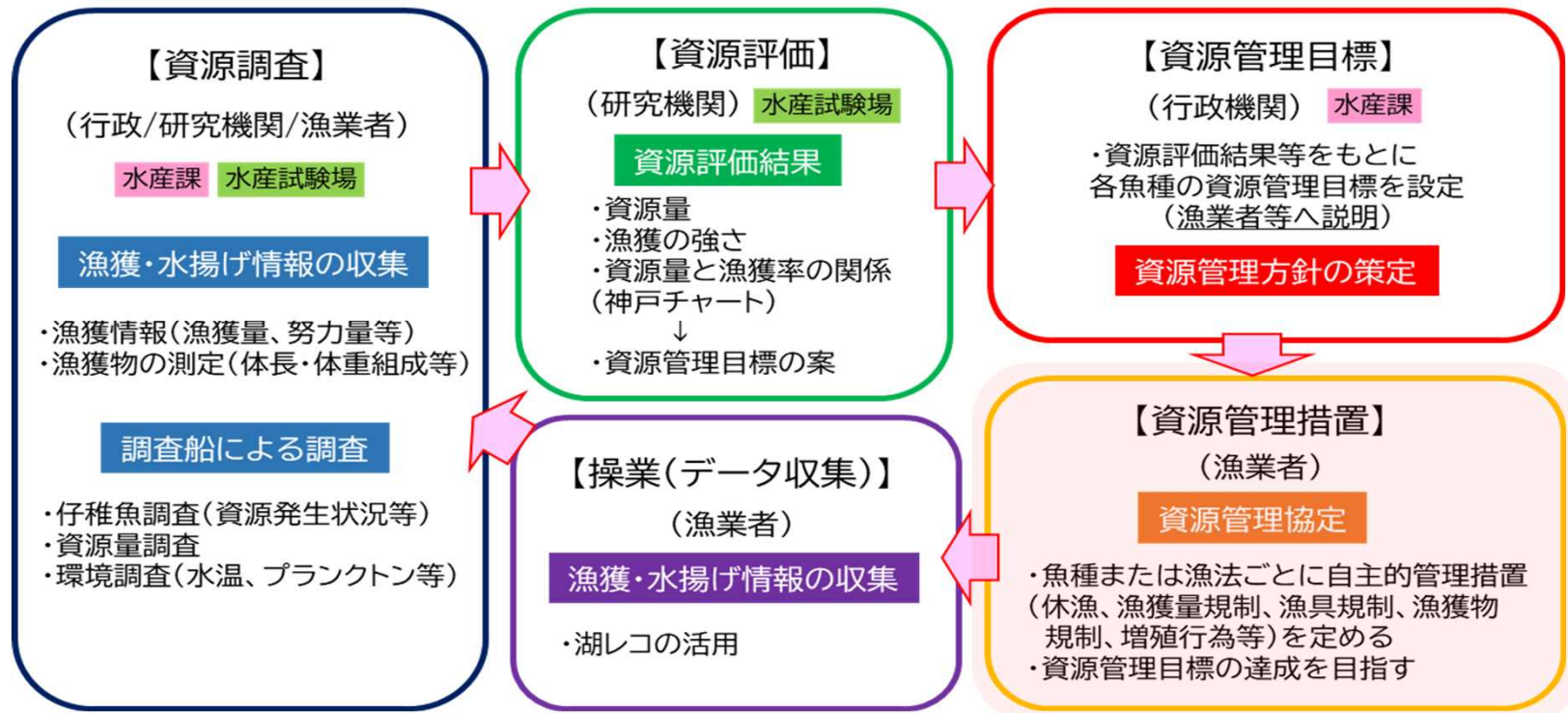


琵琶湖漁業の新たな資源管理について (新たな資源管理措置の内容)

- 令和2年に施行された改正漁業法に基づき、水産資源の持続的利用を図る趣旨から、科学的な資源評価に基づき「滋賀県資源管理方針」を定めた(令和5年8月)。
- 現在、漁業者はこの方針に則して漁協ごとに自主的な資源管理措置を定めた「資源管理協定」を締結し、県による認定を進めているところ。(3月中の協定締結と認定の見込み)。

新たな資源管理の流れ



滋賀県資源管理方針の概要について

魚 種	滋賀県資源管理方針の資源管理の方向性
ホンモロコ	MSY50トンを達成する資源量水準150トン維持
ニゴロブナ	2025年度末までに、冬季当歳魚資源尾数700万尾に回復
セタシジミ	(近江大橋以北) 2027年度までに、殻長14mm以上の生息密度 2個/m ² に回復 (近江大橋以南) 2027年度までに、殻長18mm以上の生息密度 30個/m ² に回復
アユ	漁獲量500トンが見込まれる資源量水準2000トン維持
ビワマス	MSY54トンを達成する資源量水準140トン維持

※MSY・・・最大持続生産量:水産資源を減らすことなく得られる最大の漁獲量のこと。
現在、海産魚も含めて多くの魚種で資源管理の考え方の基礎となっている。

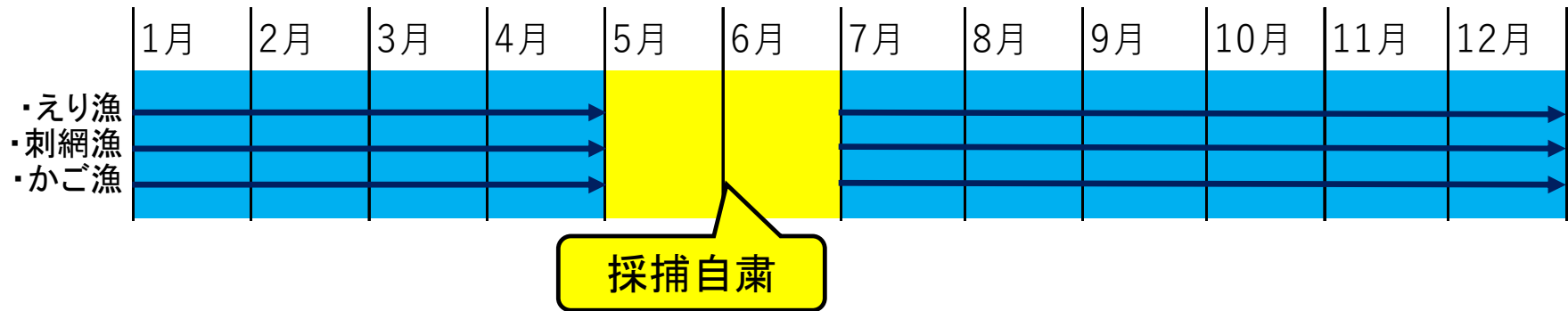
資源管理協定とは

- 資源管理協定は、資源管理目標を達成するため、漁業者間で自主的に取り組む資源管理措置 (例:休漁、禁漁区域、増殖行為など)を定めるもの。
- 資源管理協定は、県が審査し認定する仕組み。
- 各漁協の資源管理協定は、漁協ごとに操業の実態にあわせた内容となるが、取組の内容自体は県全体で統一的なものとしている。

資源管理措置の具体的内容

○ホンモロコ

・5月1日～6月30日の採捕自粛



○ニゴロブナ

・6月1日～12月31日の採捕自粛



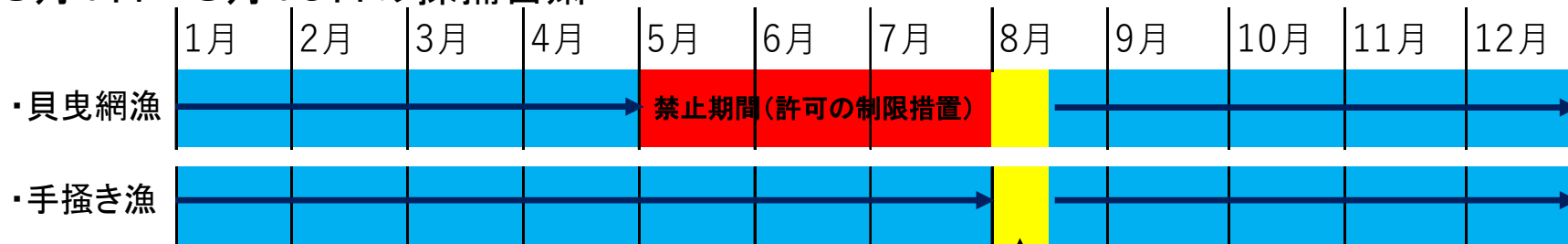
・参考)全長22cm以下の採捕禁止(委員会指示)

※委員会指示・・・琵琶湖海区漁業調整委員会および滋賀県内水面漁場管理委員会による指示

○セタシジミ

【近江大橋以北】

・8月1日～8月15日の採捕自粛



・採捕自粛区域の設定



採捕自粛

【近江大橋以南】

・採捕自粛区域の設定 [瀬田川共同橋(水道橋)～
JR琵琶湖線鉄橋の間の区域]

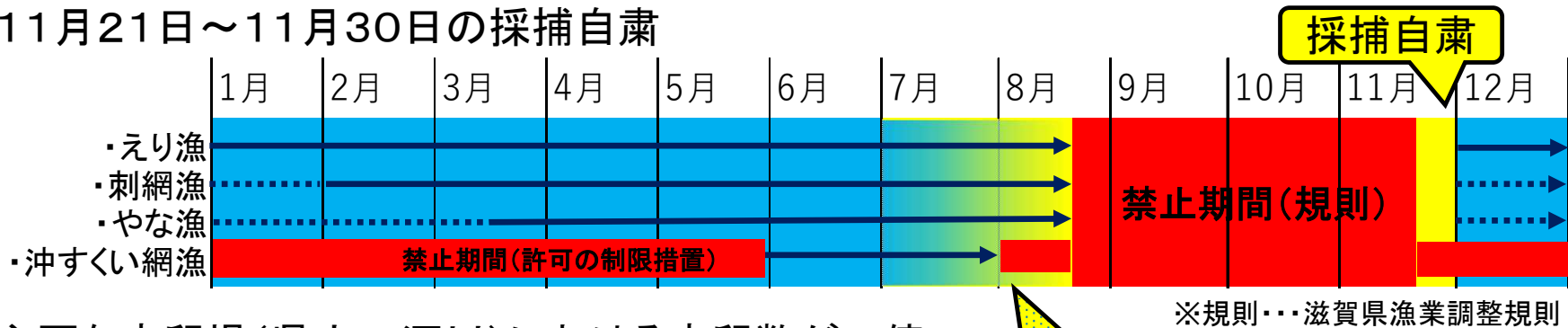


参考) 全域: 殻長1.8cm以下の採捕禁止(委員会指示)

※委員会指示・・・琵琶湖海区漁業調整委員会による指示

○アユ

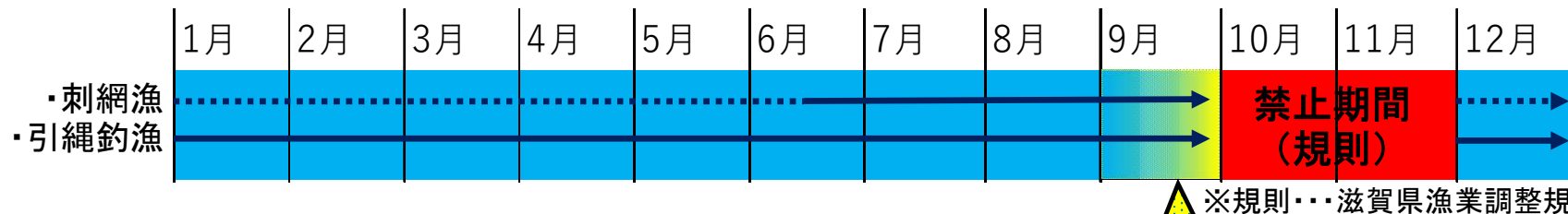
・11月21日～11月30日の採捕自粛



・主要な産卵場(県内11河川)における産卵数が30億粒未満と見込まれる場合に、漁期後半の採捕を自粛(期間は状況に応じその都度設定)

漁期後半
採捕自粛

○ビワマス



・資源量が100トン以下になった場合に、漁期後半の採捕を自粛(期間は状況に応じその都度設定)

漁期後半
採捕自粛

・参考)全長30cm以下の採捕禁止(委員会指示)

※委員会指示...琵琶湖海区漁業調整委員会による指示

スケジュール(経過と予定)

- 令和5年 3月 7日 県議会環境・農水常任委員会に、新たな資源管理制度概要の説明
- 3月13日 漁業者へ各魚種の資源評価、資源管理目標の説明(漁業者検討委員会)
- 6月 1日 同常任委員会に、資源管理方針(案)の説明
- 7月10日 琵琶湖海区漁業調整委員会へ方針(案)の諮問
- 8月 9日 農林水産大臣による方針の承認・公表
- 7月～8月 第1回資源管理型漁業地区検討会(県内11か所)
- 令和6年 2月 第2回資源管理型漁業地区検討会(県内11か所)
- 3月 7日 同常任委員会に、資源管理措置内容について説明
- 3月 県による資源管理協定の認定(順次)
- 4月 1日～ 資源管理協定に基づいた新たな資源管理の取組開始

協定の認定状況

協定認定数25(3月5日現在) / 今年度想定される協定認定数33